

第4回 堺市文化芸術振興条例懇話会 議事録(要旨)

1. 日時

平成 26 年 9 月 26 日 (金) 9:30～10:30

2. 場所

堺市役所本館地下1階 大会議室 [東側]

3. 出席者 (50 音順・敬称略)

赤穂正秀 (一般社団法人大阪交響楽団事務局長)

岡村筍 (オカムラデザインプロ代表者)

越田英喜 (株式会社コシダアート代表取締役)

小灘一紀 (堺美術協会会長)

芝本安雄 (公募市民)

砂田和道 (相愛大学音楽学部准教授)

巽照子 (公募市民)

中川幾郎 (帝塚山大学法学部名誉教授)

野間康子 (野間バレエ団団長)

原久子 (大阪電気通信大学総合情報学部教授)

松本京子 (有限会社おふいすべが取締役)

4. 議事録要旨

●議題 (仮称) 自由・自治都市堺文化芸術振興条例 (素案) について

◎中川座長

それでは、議事を進行いたします。

本日の議題の「(仮称) 自由・自治都市堺文化芸術振興条例 (素案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料1、資料2、資料3に基づき説明)

◎中川座長

それでは各委員からご意見をいただきたいと思います。

○芝本委員

条例を制定することが大事なのではなく、条例が制定された後にどのような施策を実施するのが重要です。施策の実施にあたっては、担当課が知恵を出したり、創意工夫をする必要があると思います。

市における予算に対して、文化関係の予算がどれだけあるかを文化芸術の振興の指標とすることがあります。多くの市で予算全体の0.5%くらいが文化関係の予算に充てられています。堺市においては、この比率を徐々に高めていく必要があります。そのために知恵を出しながら推進計画を策定する必要があると思います。今後の市に対する要望です。

○巽委員

次世代の子どもたちが堺の様々な伝統文化を引き継ぎながら、堺に生まれたことに誇りを持つことができる環境づくりのためには文化芸術が欠かせないと思います。しかし、現状ではそのような環境になっていません。堺市では地域づくりに力をいれようとしていると思いますが、区単位ではなく、それよりももっと小さな単位で子どもが育つ環境、特に文化的環境がこの条例が制定されることで、良くなればよいと思います。

誰もが豊かな感性を身につける環境を整えることは市の役割でもあり、私たち大人の役割でもあると思います。市がどれだけ文化関係の施策に予算措置をするのが重要だと思うので、組織の体制づくりも含めて、市に頑張ってもらいたいと思います。

○野間委員

この前文を読んでいると、堺市民であることを誇りに思いました。誇りに思うことがわが町を愛する心を育むのだなと実感しています。文化芸術の一端を担うものとして、出来る限り協力していきたいと思います。

○原委員

堺市の人口規模が大幅に変わったり、産業が大幅に発展しない限り、市の予算は大きく変わりません。その中で、文化関係の予算だけを大きな割合にすることは簡単なことではありません。今後の意気込みが重要になると思います。

第 14 条に教育や福祉などの多様な分野との連携を推進するとあります。それぞれの担当部署があると思うので、どのように連携をしていくのかを具体的に考える必要があります。

第 18 条の国際交流に関しては様々な海外の公演やネットワークを取り入れていくような施策を期待しています。

○松本委員

既に条例を制定している自治体の状況を見ると、条例を制定することの目標と現在の状況が違っていることが非常に多いので、堺市においてはこれからどのような施策を推進していくのが大切だと思います。

具体的ところで気になったのが、第 18 条の推進の趣旨に「レベルの高い海外の文化芸術を招へい」とありますが、これを見ると、海外のオペラなどを呼ぶことであると認識してしまいます。海外公演を招致するだけではなく、様々な民族文化と交流するというようなプログラムを考えているのであれば、表現を変えたほうが良いと思います。

文化振興財団の事業アドバイザーをしておりますが、堺市の文化関係の予算は政令指定都市ということを見ると、少ないと感じています。予算を増やしていくためには市民の方に文化芸術について関心を高めていただくということが重要ですので、文化芸術の振興に関する施策について、周知していくことが重要だと思います。

◎中川委員

松本委員からご指摘のあった第 18 条について事務局はどのようにお考えですか。

●事務局

海外のアーティストの招へいやアーティストインレジデンスなどの施策を念頭に置いていました。それに加えて、音楽とか美術のみならず、多様な分野の文化芸術に触れていただいて、それに触発されて新たな文化芸術活動が生まれれば良いと考えていました。推進計画を策定する中で、施策の具体的な内容について議論していきたいと考えています。

○赤穂委員

条例を制定するだけで満足するのではなく、条例に基づいて、しっかり施策を推進していただきたいと思います。

条例は市民参画の面が弱いので、一部の文化芸術団体の人やその関係者だけが満足してしまうことにならないだろうかという不安があります。推進計画において、市民参画の視点を取り入れるべきだと思います。

○岡村委員

堺市で文化振興に関する条例が制定されるということは非常に誇れることだと思います。堺は伝統、歴史のある文化都市と言われてきましたが、条例を制定していませんでした。条例というのは施策の基本となるものですので、誰がどのようなことをするかということを考えていく必要があります。堺市民が誇りを持って文化芸術の振興を推進していくことを切望します。

○越田委員

予算は創造的なものに措置されやすいので、文化を資本としてみなすことが重要です。一言でいえば、行政と市民の新しい公共を創出するということです。

堺市の条例が特色のあるものになればいいと思っていましたが、条例に盛りこめる事項と盛り込めない事項があると座長がおっしゃっていました。その意味では、推進計画が非常に重要であると思っています。各都市間競争が激しいので、推進計画を条例とうまくリンクして策定することが大切です。

一か所だけ気になる点があります。第2条の定義で「写真」とありますが、近年では、映像コンテンツが脚光を浴びており、施策にも幅が広がるので、「映像」の方がいいのではと思います。

○小灘委員

前文がしっかりしていないと人の心には響かないと思います。伝統というのは今は形だけになっています。そこに枝葉があり、素晴らしい伝統が感じられます。人間の死とかそういうものが百舌鳥古墳群にあります。町衆文化というのは見ることはできませんが、死というものを考えていく百舌鳥古墳群が形としてあるのが素晴らしいと思います。

芸術というのは高貴性があり、そういうものが千利休や与謝野晶子を生んで、素晴らしい堺も生まれてくると思います。人間は生きていますが、死を感じることによってエネルギーが生まれます。自分がどうやって生きるかを考える場所でもある百舌鳥古墳群が芸術の源になるのです。

あまりにも予算を求めると芸術の力は失われていきます。高貴性に命を懸けるところを条例に反映させることができればいいのですが、私の意見ですので、条例案はこのままでもいいと思います。

それから、ベルデさかいは全国の中でも素晴らしい施設です。弱者が社会に参加していくことができるような施設があればいいと思います。

国際性というのはアーティストを招へいするだけで生まれるものではありません。堺にはチェコの画家であるミュシャの作品を約500点所蔵しています。これを掘り起こしていくと、与謝野晶子の関係も出てきます。推進計画で具体的な施策を考える必要があります。

条例を制定することになり、堺市は文化芸術の振興に重点をおいていると思います。堺市が愛せなければ国も愛せないので感心しています。

○砂田委員

堺市の特色がどういうものなのかを研究しました。日本各地の人たちは堺に対して様々な印象を持っているのですが、地域の人たちからは地域に対する自負を感じました。

条例を検討するにあたって、各自治体の条例を見たのですが、似たような条例になっていました。また、運用の段階になっても成果が出ていない自治体が多くありました。そのような状況の中、堺市の条例素案を見ますと、あらゆることに配慮されています。今後どのように解釈して実行していくかというところで可能性を非常に秘めています。堺市は条例の制定に関して、後発組だと思いますが、これが最大のチャンスかもしれません。今まで制定してきた自治体が抱えている課題を見据えながら、運営に活かすことができると思います。

堺は様々な地域があり、まだ特徴が埋もれてる部分もあると思うので、埋もれているところをどう活用していくかが重要です。

前文の中で「子ども」という言葉が出てきています。子どもだけをここに記載するだけでいいのかと感じたのですが、次代を担う子どものためにという目的はすべての市民の方が賛同できる目的だと思います。市民の方に当事者意識を持って文化振興の施策をどのように推進していくかを考えていただくためには、「子ども」や「教育」という言葉を入れてよかったですと感じています。

◎中川座長

市民参画が条例の中にあまり出ていないというご意見が出ています。堺市では市民参画に関する基本条例等があるのかを確認したいと思います。

次に、推進計画が次の課題になってきます。推進計画を策定するにあたって、様々な事業があり、スケジュールが示され、体系化されると思います。そういう考えでよろしいでしょうか。

それから、文化芸術の定義の中に、「写真」がありますが、これは国の定義にあるからなのでしょうか。

以上の3点についてお答えいただけますか。

●事務局

まず、写真の件ですが、第2回と第3回の懇話会でも議論がありましたが、基本的に国で制定されている文化芸術振興基本法の中で文化芸術として示されているものから、堺独自でピックアップしています。写真は国の法律でも規定されているので、そのまま残したいと考えています。

条例では、「映画等のメディア芸術」として、映像が含まれていると考えています。法律では映画以外に漫画、アニメーション、コンピューターその他電子機器等を利用したものをメディア芸術としています。

○越田委員

写真という言い方はちょっと不備がある気がします。堺市がメディア芸術に力を入れていく気持ちが感じられない気がしたので、申し上げました。

●事務局

次に、推進計画の件ですが、条例が制定されましたら、文化芸術推進プランの改訂を来年度に行います。その翌年度から具体的な事業のスケジュールをお示しできると思います。予算要求の関係でご意見をいただいておりますが、他の施策との関係があり、予算措置ができるかの担保はできません。異委員から区のコミュニティでの取り組み推進してほしいというご意見がありましたように文化振興費だけが文化芸術の振興に関する予算だと考えていません。教育や観光の分野でも文化芸術の振興に関する予算はありますし、区単位での取り組みにも文化芸術に関する予算もありますので、総合的な施策を考えたいと思っています。

○越田委員

地域が文化行政に取り組むことによって安全・安心のまちづくりが推進されることがあります。警察が安全・安心を守るだけでなく、文化によって守ることが非常に大事なことはないかと思えます。この点について、事務局はどうお考えですか。

◎中川座長

文化芸術を安全・安心のまちづくりに関する施策にどのように活かすかという議論を行政に求めるのは困難だと思います。教育や福祉との関連は前から認識されていますが、安全・安心のまちづくりとの関連はあまり認識されていない。

○越田委員

21世紀は人災が多くなっていると言われており、文化芸術を安全・安心のまちづくりに活かすことを堺市で考えることに意味があると思いますので、事務局のお考えを聞きたいです。

●事務局

安心・安全のまちづくりに関する部局はいくつかありますが、まずは、人命や財産の損害を防ぐという施策が議論されており、文化芸術を活かすという議論がされたことはないと思います。

堺市では文化芸術による被災地支援を実施していますが、文化芸術が被災した方の支援につながったり、文化芸術活動を通してまちを復興させるというケースもありますので、文化芸術がまちづくりと関係しているということは明らかだと思います。越田委員のご意見は今後の課題としたいと思います。

○異委員

私たちは様々な生き物と共生しています。様々な生き物と共生しながら、美しい環境を保全することや文化芸術によって美しいまちづくりを創造していくことで、人間の美しい心が形成されると思います。この考え方は第16条のまちの景観の創出に含まれるのでしょうか。

◎中川座長

第14条の多様な分野との連携になります。

○異委員

第11条で「障害」とありますが、近年では、ひらがなで「がい」と書くようになっているのではないのでしょうか。

●事務局

法制担当課に確認した結果、他の条例でも漢字を使っていますので、漢字で記載させていただきたいと思います。

●事務局

小灘委員からご意見をいただきました社会的弱者に対する施策についてですが、第10条の中で担保しています。推進計画で具体的な施策を立案したいと考えているところです。

赤穂委員から市民参画の面が弱いというご意見をいただいておりますが、第5条の市民等の役割で市民参画の考えを入れています。また、前文で、市民の自由で主体的かつ自主的な文化芸術活動が展開されるようにするという趣旨を入れておりますので、これも推進計画で具体的な施策を立案したいと思います。市民参画に対する市の方針については担当からご説明させていただきます。

●事務局

市民協働担当課に確認しましたところ、市民参画を促進する条例は今のところ制定していませんが、市民活動活性化促進に関する基本方針があります。

また、企画部で自治基本条例に関する先進自治体の情報収集や調査研究を進めているようです。今後の状況にあわせて、市民協働課も自治基本条例の考え方を取り入れることを考えていますので、より市民参画が進むことになると思います。

◎中川座長

ご理解いただけましたでしょうか。ありがとうございます。

今のお話で行きますと、自治基本条例が制定されると、市民参画が市の基本となるので、他の条例も合わせていくということになると思います。

これまでの議論で委員の皆様には条例素案についてご理解いただけかと思えます。この条例素案に最終的なブラッシュアップ作業を行うことを私と砂田座長代理に一任いただけますでしょうか。

それでは、今後の事務を確認しますと、条例が制定された後には推進計画を策定する作業が始まると思います。庁内の関連部局との連携や協調体制が非常に大事になると思いますので、庁内委員会を設置させていただきたいと思います。外部機関として審議会で議論しながら、内部調整機関として庁内委員会が必要になると思います。この両輪で推進計画が策定されていきます。推進計画の策定にあたって、パブリックコメントが実施

されると思うので、これで市民参画が担保されることになります。

多様な連携というところで、興味深いご意見をいただきました。文化芸術が安全・安心のまちづくりに効果があると説明するのは難しいのですが、私はお祭りが実は防災訓練にもなってるという思想を持っています。だんじりの綱引きになったり、だんじりを指導していく立場になって社会に認められるような祭りは文化芸術だと思います。いいお祭りというのは優れた効果があって、お祭りの度に実施組織が作り直されていきます。それは非常時における災害対策の組織をつくる訓練にもなるし、炊き出し等の非常時の対処の訓練にもなります。このような素晴らしい組織が潰れると集落は崩壊してしまいます。祭りが無い集落は崩壊していくことになります。ただ、祭りというのは宗教行事なので、行政が支援することは困難です。そのため、文化財という扱いで支援してる自治体もあります。

東日本大震災でおじいさんと孫娘がたった二人で生き残って、復興していこうと決意して、おじいさんは笛の吹き手で、孫娘が踊っているという新聞記事を見て、これがアートだと感動を受けたことがあります。社会を柔らかく再構築していく仕組みがアートだと感動しました。文化芸術にはありとあらゆる直接的、間接的な効果があります。選ばれた人たちだけが文化芸術に携わることができるわけではありません。今後、文化芸術の振興にあたっては、平等の精神を出していただきたいと思います。

宮沢賢治の言葉で、「すべての職業芸術家は一度は滅びなければならない」というものがあります。また、「すべての人間はもともと芸術家である。職業的芸術家は人間はもともと芸術家なのだということを思い知れ」という言葉があります。今こそ、すべての市民が芸術家にならないといけないと思います。

○小灘委員

障がい者だけが文化芸術に親しむ環境を作るだけでいいのかと思っています。障がいを持っている人だけでも芸術を創造することができます。様々な人によって文化芸術をアレンジしていく必要があると思います。文化芸術の才能がある人は欠点を持っていることが多いです。性格的に難しい人でも文化芸術に携わることができるようにする必要があります。

人間が老いるということが大事になってきます。高齢者が優れた素養を身に付けていることが大事だと思いますが、高齢者は文化教室に行っても好き放題やっています。昔、高齢者は怖かったのですが、今はそうではありません。高齢者が威張ってくれないという時代ではないと思います。

越田委員のご意見にもありましたが、安心・安全というのは地域同士との対話がないと、力強さがなく、崩壊してしまいます。

◎中川座長

それでは、条例素案の検討を終わりたいと思います。

条例というのは市民に対して一定の権利を保障するという効果がありますが、行政や議会を拘束するものです。「努めなければならない」という規定であれば、努めなかったら条例違反となってしまいます。実現する必要があるわけではありませんが、どれだ

け努力したかということが問われます。

それでは、今回で最後でございますので、本日いただきましたご意見をできるだけ反映させていただきたいと思えます。先ほども言いましたが、私と砂田委員にご一任いただけますでしょうか。

最後に事務局から何かありますでしょうか。

●事務局

ご意見をもとに、座長と座長代理の全体の修正を行っていきます。今後のスケジュールですが、庁内の最終調整を図ったうえで、庁議で意思決定を行い、条例案としてまとめます。次に、パブリックコメントを実施して、市民意見の反映を行います。その後、2月議会に上程し、来年4月施行をめざしています。来年度は、条例に基づいて審議会を立ち上げ、推進計画の策定に取り組みます。

◎中川座長

それでは懇話会を終了いたします。ありがとうございました。